

令和3年度 地域と学校パートナーシップ事業の概要

新潟市教育委員会 地域教育推進課

1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

2 根拠になるもの

○教育基本法（平成18年12月22日施行）

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○学校教育法（平成20年4月1日施行、平成23年6月3日最終改正）

第21条

第1項 学校内外における社会的活動を促進し……

第2項 学校内外における自然体験活動を促進し……

第3項 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き……

第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（「小学校」の部分を「中学校」に読み替える）

○社会教育法（最終改正平成29年、新第5条第2項等より）

第5条

教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学習指導要領総則

小学校～第1章 第4-2-(12)、中学校～第1章 第4-2-(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

○新潟市教育ビジョン第4期実施計画（令和2年3月策定）

【中心的な考え方のテーマ】 **これからの社会をたくましく生き抜く力の育成**

～学・者・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

【視点3】 **地域と一体となった学校づくりを進めます。**（基本施策9）

○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

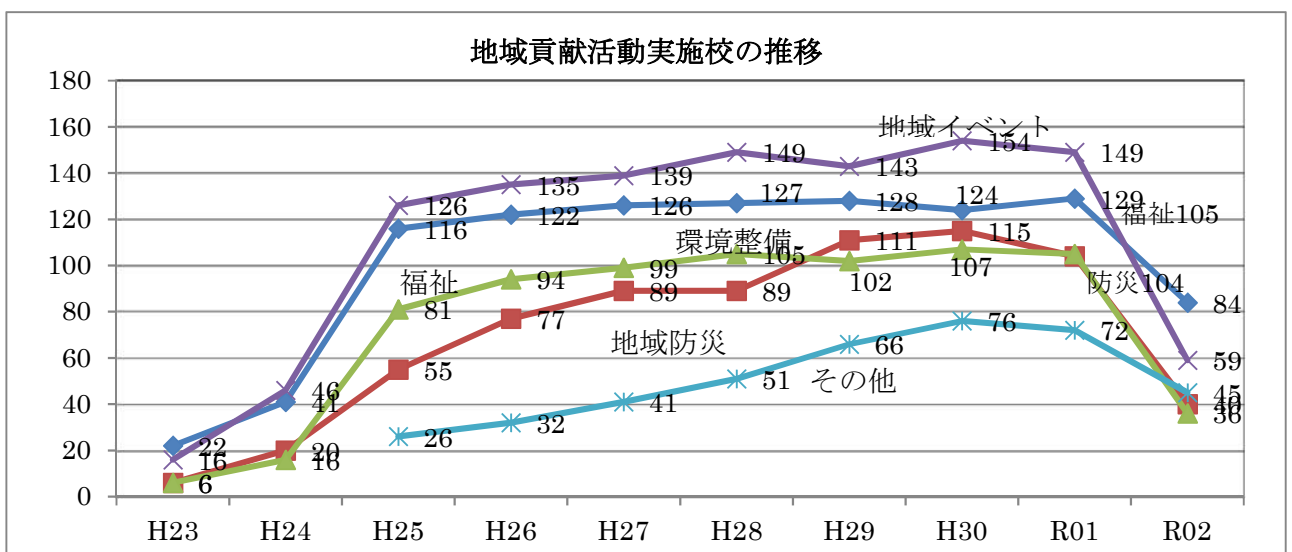
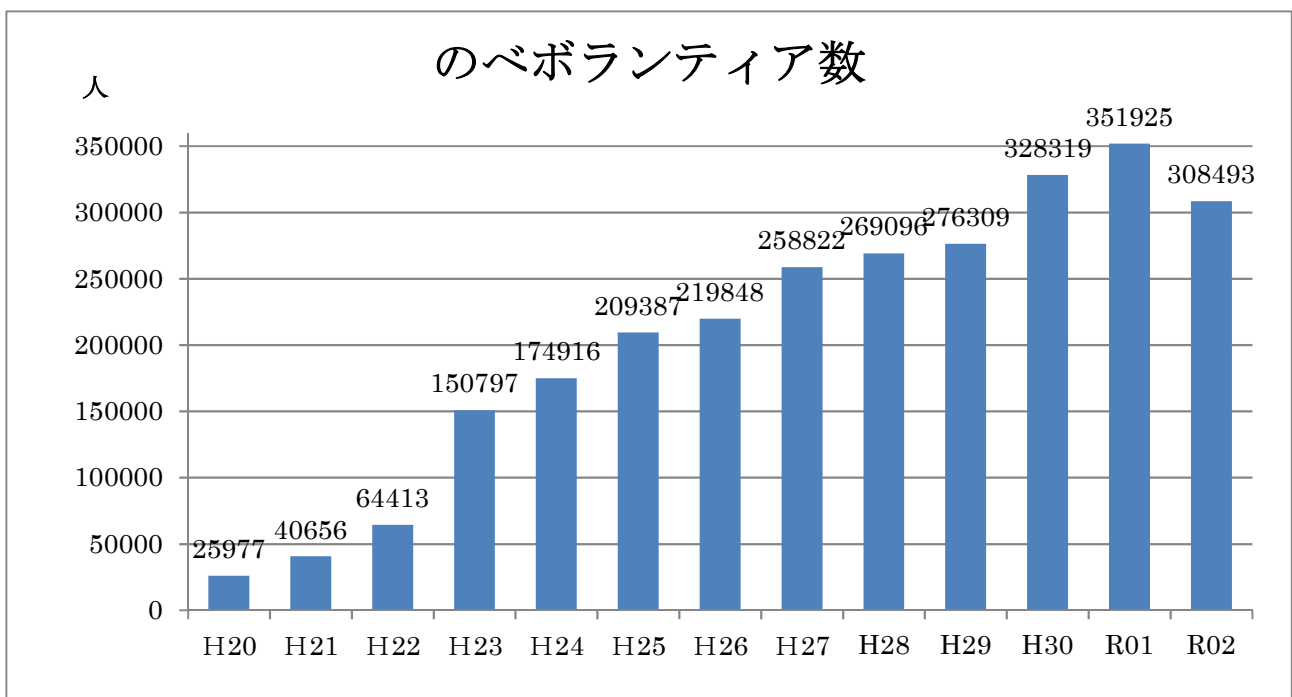
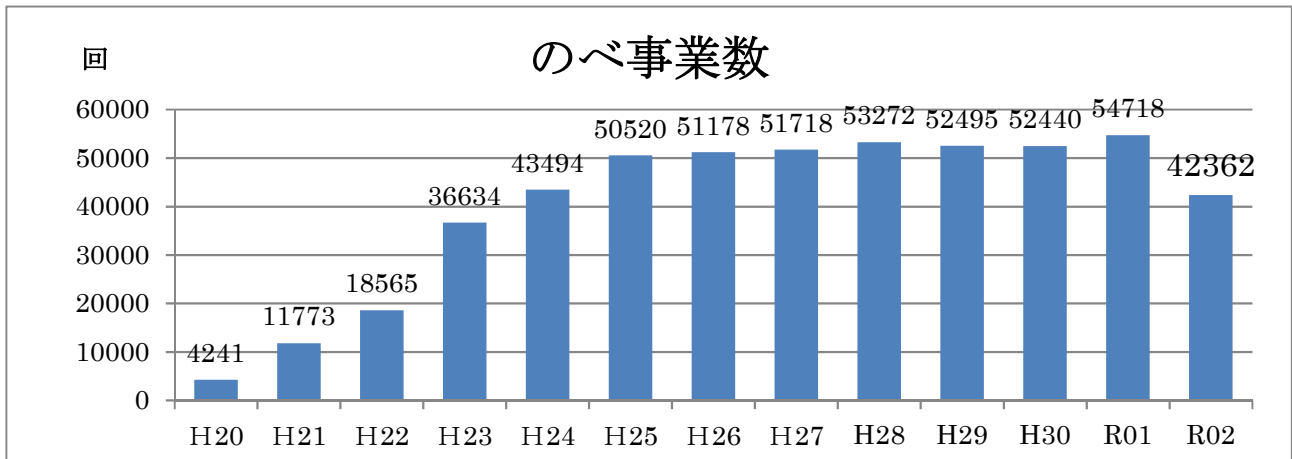
3 実績の推移

(1) 実施校数、地域教育コーディネーターの人数

年度	市単独事業	文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(令和元年度より)		実施校合計	
		委託事業 (国10/10) 20~22年度	補助事業 (国1/3・市2/3) 21年度~		
19年度	8校	—		8校	
20年度	22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行 ※1 学校の統廃合による減	40校(小学校32, 中学校8)	—	40校	
21年度		40校(小学校32, 中学校8)	24校(小学校15, 中学校9)	64校	
22年度		40校(小学校32, 中学校8)	65校(小学校42, 中学校23)	105校	
23年度		22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行	139校(小学校96, 中学校43)		139校
24年度			158校(小学校103, 中学校54, 中等教育学校1)		158校
25年度			173校(小学校113, 中学校57, 中等教育学校1, 特別支援学校2)		173校 (全校実施)
26年度			}		}
30年度			165校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2)※1		165校 (全校実施)
R1年度		166校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校1)		166校 (全校実施)	
R2年度		167校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校2)		167校 (全校実施)	
R3年度	167校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校2)		167校 (全校実施)		

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	計(人)	備考
19	9	—	—	—	—	9	
20	38	14	—	—	—	52	
21	69	34	—	—	—	103	
22	104	50	—	—	—	154	
23	143	75	—	—	—	218	
24	158	89	1	—	—	248	
25	170	95	1	3	—	269	
26	180	89	1	4	—	274	
27	173	97	1	2	—	273	
28	192	100	1	2	—	295	
29	196	99	1	2	—	298	
30	192	96	1	2	—	291	
R元	196	100	2	2	1	301	
R2	193	93	3	2	1	292	
R3	190	93	2	2	2	289	21名が兼務 (R3.4.1現在)

(2) 事業数, のべボランティア数, 地域貢献活動数



4 事業内容

各校では、地域教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が核となり、次の4点を柱に「学・社・民の融合による教育」を推進

(1) 学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域活動の三者が、子どもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのか、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を図ること。さらに進んで、相互にできる範囲で協働していけるように調整を図ること。

(2) 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、学校支援ボランティアとして地域人材を活用すること。持続的な学校支援となるように、学校支援ボランティアを組織化することが望ましい。なお、学校が地域から支援を得るだけでなく、児童生徒が地域に出て貢献活動や交流活動をすることも含む。活動の「ねらい」や「方策」「評価」等について、教職員と地域住民が、対等な立場で忌憚なく意見を交わし合い、協議し、共有化することで、教育効果を最大限に高めることができる。

(3) 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供すること。具体的には、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供する、など。

(4) 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、さまざまなメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信すること。子どもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携し広報活動を行ったり、ラジオやケーブルテレビ、ホームページなど各種メディアを活用したりして、情報発信を工夫している例も増えている。

5 令和2年度の成果と課題

それぞれの立場からみた成果

(1) 子どもにとって

- ・ コロナ禍の中ではあったが、当事業の取組は、子どもたちの学力の向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長を後押ししている。
- ・ 学習や体験活動で、子どもが地域の大人とかかわることで、認められ、ほめられる場が生まれ、そのことが子どもたちの健やかな成長を支えている。

(2) 地域にとって

- ・ ボランティアの受け入れはガイドラインに沿って行われているが、そのような中、学校支援ボランティアからは、「子どもたちに会うと元気が出る」「自分の生きがいになっている」「このような状況だからこそ、子どもたちのために何ができるか考えたい」という声が聞かれる。

(3) 学校にとって

- ・ 「現状でできることは何か」「どのような配慮が必要か」「学校の考えを地域にどう伝えていくか」について、地域教育コーディネーターと管理職、教職員がコミュニケーションをとり、重点化を図りながら取組を進める体制が整ってきている。

(4) 社会教育施設等にとって

- ・ コロナ禍の中においても、公民館・図書館との交流や連携を様々な配慮、工夫のもとで行っている学校、そして、社会教育施設との連携の在り方を探っている学校などがある。そのような実践を広く周知していくことで、今後の学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入に向けた協議や準備が円滑に進むようになることが期待される。

令和元年度～2年度の課題に応じた方策からみた成果

(1) 令和元年度から取組を進めている「その学校らしさのための『重点化』及び「目標共有の会を経ての『役割分担』」について

- ・ 「重点化」については昨年度、各種研修会で説明や実践校の事例紹介などを行い、昨年度は「パートナーシップ実施計画書兼報告書」の形式を変え、重点化した取組を中心に記載することとした。令和元年度からの2年間で、各校において自校の重点を踏まえた取組が進んできている。
- ・ 「目標共有、役割分担」の意義については、8月と11月の「パートナーシップ事業研修会」において、学校運営協議会制度（説明：教育総務課 指導主事）と関連させ、丁寧に説明を行った。研修会アンケートの記述や、新任コーディネーター研修・区研修幹事会での協議の様子から、地域との目標共有、役割分担の大切さについての意識の高まりが感じられる。

(2) 研修の充実について

- ・ 全体での事業研修は11月まで実施できなかった。研修会に代わる情報発信の手段として4月以降、「パートナーシップ通信 縁の下」を発行し、7月末には全ての学校に「校内研修用スライド」のデータを送付し、各校での活用を促した。
- ・ 各区教育支援センターが研修幹事とともに「区研修」の企画・運営にあたった。それぞれの区で、「地域教育コーディネーターの職務内容についての講話」「コミュニティ・スクールについての講話」「地域の教育資源についての講座」「コロナ禍における取組についての情報交換」などを基に学びを深めることができた。全体研修が行われない状況にあって、区研修は、各校と支援センターが結びつきを強め、コーディネーター同士のネットワークづくりができる貴重な機会にもなっている。

(3) 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善について

- ・ コーディネーターの勤務環境は、感染症対策の影響を大きく受け、「先を見通せず、計画を立てづらい」「計画の変更を余儀なくされる」などの状況が続いた。配当した勤務時間についても、余剰時間を正確に計算して返納する学校、計画的に執行した上で再配当を希望する学校があるなど、各校の事情により、大きな違いが出ることとなった。
- ・ 勤務実態調査の結果を見ると、これまでと同様、複数制採用校の地域教育コーディネーターが、複数制に対して、ほぼ全員がその良さを感じている。学校運営協議会制度の導入を見据え、「地域とのネットワークづくりの強化」と「コーディネーターの多忙化解消」の観点から、複数制配置を一層、推し進めていきたい。

(4) 市民への周知の推進

- ・ 「地域と学校ウェルカム参観日」を継続したことで、コロナ禍の中にあっても、各校・地域で様々なことに配慮し、工夫した取組が行われていることを、保護者や地域住民に伝えることができた。

- ・ 区教育支援センターと連携し、市報や区だよりで「事業の理念・概要」「各校の取組」などを掲載したことで、「地域との連携・協働の意義、実践の様子」を広く市民に周知することができた。

今後の課題と事業推進の方向

- 感染症の影響を受けている状況であるからこそ、「学・社・民の融合による教育」の意義、学校と地域が連携・協働する意義を学校と地域が再確認し、持続可能な事業として中・長期的な視点で充実を図っていきけるよう、教職員や社会教育関係者、地域団体等が連携・協働できる環境づくりを進める必要がある。
- 学校運営協議会制度の導入に向け、「目指す子ども像」「目指す地域像」等を共有するだけでなく、それぞれの団体が、何をどこまで担うのかを話し合っていくことが重要になる。これまで進めてきた「重点化」に加え、どの学校でも「目標共有の会を経ての役割分担」を重点として取組を進められるよう、区教育支援センターと連携して各校への情報発信やサポートに一層、力を入れていく。そのような取組が、毎年、課題として挙げられている「教職員の負担軽減」にも繋がっていくものと考えている。
- 「目標共有の会を経ての役割分担」を推進していくためにも、研修の持ち方や広報活動をより工夫し、事業に対する教職員や保護者・地域住民の一層の理解を促していく必要がある。
- 「本事業と学校運営協議会制度との関係が理解できていないための不安」を抱く地域教育コーディネーターは少なくない。研修会のテーマの工夫や「事業通信」の発行、区教育支援センターと連携した情報発信及び問い合わせへの対応などにより、そのような不安を払拭できるよう努めていく。

令和4年度から導入となる学校運営協議会制度は、当市の教育行政の大きな柱である。その制度と当事業は「前輪と後輪」の関係となる。

地域との連携・協働を進めていく上で厳しい状況はこれからも続くものと思われるが、各校において「学校の重点を踏まえ、取り組んでいきたいこと」「目標共有と役割分担」をはじめとする協議や取組がよりよい形で進められていくよう、研修機や情報発信関係課と併せ、支援に努めていきたい。

6 令和3年度の事業

(1) 事業推進に向けた方策

- ① 取組の重点の明確化
 - ・ 『目標共有の会』を経ての『役割分担』の一層の推進
- ② 「特色ある教育活動」の市民への周知の推進
 - ・ 地域と学校ウェルカム参観日の開催による事業の周知
 - ・ 各種たより等による事業の周知
- ③ 持続可能な事業のための研修の充実
 - ・ 教職員を対象とした校内研修充実の支援（スライドデータの配付）
 - ・ 新任コーディネーター研修の開催とアドバイスコーディネーターの配置
- ④ コーディネーターの勤務環境の改善
 - ・ 会計年度任用職員としての任用（2年目）
 - ・ 複数制の推奨

(2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 パートタイム会計年度任用職員（1年間の任用）
- ② 待遇
 - ・報酬 … 1時間1,200円
 - ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし，公務災害の対象
 - ・交通費 … 通勤手当（2km以上），市内出張等旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間

小学校	9学級以下…585時間, 10～19学級…635時間, 20学級以上…675時間
中学校	9学級以下…480時間, 10～19学級…530時間, 20学級以上…570時間
中等教育学校	…850時間
特別支援学校	…635時間
高等学校	…400時間

- ※ コーディネーターを複数配置する学校に，年間10時間（予定）を追加配当する。
- ※ 各校，週16時間の勤務を原則として実施しているが，校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。
- ※ 新任コーディネーター，アドバイスコーディネーター等，特別な役割を担うコーディネーターに対し出務時間を特別配当する。

(3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（食糧費，郵便料相当の総額）

小学校	9学級以下…8,000円, 10～19学級…10,000円, 20学級以上…12,000円
中学校	9学級以下…8,000円, 10～19学級…10,000円, 20学級以上…12,000円
中等教育学校	…12,000円
特別支援学校	…10,000円
高等学校	…12,000円

- ※ 需用費に関しては，学校配当予算からの執行を可能とした。
- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
 - ③ 賃借料 パソコン，プリンター，デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 地域と学校パートナーシップ事業研修会

	第1回	第2回	第3回
趣 旨	・今年度の事業概要を知る。 ・関係者の顔合わせと区の研修計画の立案をする。	・地域連携における新任校長のマネジメントのあり方を知る。	・事業を推進するために必要な実務上のスキルを学ぶ。
日 時 会 場	令和3年5月19日(水) (地域連携主任のみ) ※リモートでの実施 令和3年5月13日(木) (北・東・中央・江南) 会場：東区プラザ 令和3年5月18日(火) (秋葉・南・西・西蒲) 会場：黒崎市民会館 14:30～16:30	令和3年8月3日(火) 14:30～16:30 市セン304・305	<小学校, 特別支援学校> 令和3年11月16日(火) (北・東・中央・江南) 会場：黒崎市民会館 令和3年11月24日(水) (秋葉・南・西・西蒲) 会場：黒崎市民会館 <中, 中等教育, 高等学校> 令和3年11月29日(月) 会場：黒崎市民会館 14:30～16:30
対 象	地域連携主任 地域教育コーディネーター 公民館職員, 図書館職員	新任校長	地域連携主任 地域教育コーディネーター 公民館職員, 図書館職員
内 容	1 今年度の事業方針説明 2 情報交換および区研修の計画づくり	1 研修説明 2 講義	1 全体研修 2 グループワーク 3 その他

※ 区研修実施のための研修幹事会

第1回 令和3年7月 2日(金) 14:30～16:30 黒崎市民会館

第2回 令和4年1月21日(金) 14:30～16:30 黒崎市民会館

② 新任コーディネーター研修

	第1回	第2回
日 時 会 場	令和3年4月22日(木) 14:30～16:30 東区プラザ	令和4年1月18日(火) 14:30～16:30 黒崎市民会館
対 象	新任コーディネーター アドバイスコーディネーター	新任コーディネーター アドバイスコーディネーター
内 容	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・コーディネーターの実務の理解	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・コーディネーターの実務の理解

③ 教職員対象の研修

研修会名	開催月	対 象	備 考
初任者研修	8月～	教職員	「オンデマンド研修」 期間内に市総合教育センターHPの動画 (解説つき)を視聴
中堅研修	7月～	教職員	「オンデマンド研修」
新規採用事務職員研修	7月	新任事務職員	(対面での実施)
ミドルリーダー研修	9月	教職員	(対面で実施予定)